

規制シート(様式)

190190900280001

平成29年1月10日

規制の名称	軌道財団の設定、拡張、分割、合併の認可、軌道財団目録記載事項の変更消滅届出等	所管府省	国土交通省
根拠法令等	軌道ノ抵当ニ関スル法律(明治42年法律第28号)、軌道抵当取扱規則	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	鉄道局鉄道事業課長 大野達
規制目的	軌道ノ抵当ニ関スル法律とは、軌道会社が所有する軌道施設等に抵当権を設定する際の手続等を定めた民法の特別法である。軌道事業者が所有する車両、駅舎、線路等の軌道施設及び地上権等の権利を組成物とする「軌道財団」を設定し、これを法律上一個の「物」と見なして抵当権の目的とすることにより、設備や権利全体で構成される「軌道財団」とすることで、個々の資産が一体的、有機的に機能してより大きな担保価値を生み出し、軌道事業に要する設備資金等の調達をより円滑にするとともに、抵当権の実行がなされても軌道施設が分断されること等により軌道事業の継続が不可能となる事態を避け、利用者利便の保護を図ることとしている。軌道ノ抵当ニ関スル法律においては、適切な財団組成等を目的として、各種規制が置かれている。		
規制内容の概要	①軌道事業者が軌道財団の設定、拡張、分割、合併をしようとする場合は、国土交通大臣の認可が必要。 ②軌道事業者は軌道財団目録の記載事項に変更又は消滅があった場合は、国土交通大臣への届出が必要。 ③軌道財団の競落人が軌道事業に関する権利義務を承継しようとする場合は、競落を許す裁判所の決定が確定した日から3ヶ月以内に国土交通大臣への許可申請が必要。 ④軌道財団の管理人は、軌道財団の強制管理の結果である収支及び軌道財団収入の処理に関する計算書について、毎事業年度終了後等に国土交通大臣等への差出が必要。	関連する予算	-
規制の最近の改廃経緯	個々の抵当権設定・変更の認可を廃止し、軌道財団の設定・拡張等を認可することとし、手続きを簡素化(平成7年鉄道抵当法改正)。	関連する政策評価結果	-
規制を維持、改革又は新設する理由	各種規制が置かれている理由は以下のとおり。 ①財団の組成物が他人の権利の目的となっていないかといった財団組成の適切性を確認する必要があるため。 ②財団目録に記載された内容に変更等が生じた場合、国土交通省はその変更等を速やかに把握して、軌道財団に関する権利関係の適切な公示等を行う必要があるため。 ③軌道事業の権利義務に関する承継手続を円滑に進めるとともに、競落人が鉄道事業の遂行能力を有するか等について審査する必要があるため。 ④国土交通大臣は軌道財団の管理人を指揮監督する立場にあり、その任務の執行状況を把握する必要があるため。 軌道財団の設定により資金調達の円滑化及び利用者利便の保護を図ることの重要性は法制定時から変わらず、適切な財団組成等を目的としたこれらの規制についても引き続き維持する必要がある。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	平成33年度		